

市内に活動拠点をお持ちの事業者の皆さまへ

# 香芝市福祉活動支援補助金 (子育て環境整備分)



子育て世帯の利用に配慮した環境整備に関する事業費の補助金を交付します。

## 補助金対象となるもの

### ●物品の購入（上限10万円）

授乳スペースやおむつ交換スペース、キッズスペースの整備に必要な物品の購入に係る経費

（例）おむつ交換台、ベビーマット、パーテーション、授乳用カーテン、授乳用チェア、電気ポット、クッションマット、子ども用椅子など

### ●工事の施工（上限20万円）

授乳スペースやおむつ交換スペース、キッズスペースの設置または改修を行うための工事の施工に係る経費

（例）クーラーの設置など

## 補助対象者

活動の拠点が市内にあり、次のいずれかを満たす団体です。

- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・自治会
- ・地域において継続的に社会福祉活動を実施している市民団体
- ・市内で飲食、物販、医療など不特定多数の利用が見込まれる事業者のかた

## 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年12月28日（月）まで

※令和9年2月28日（日）までに事業を完了する必要があります。

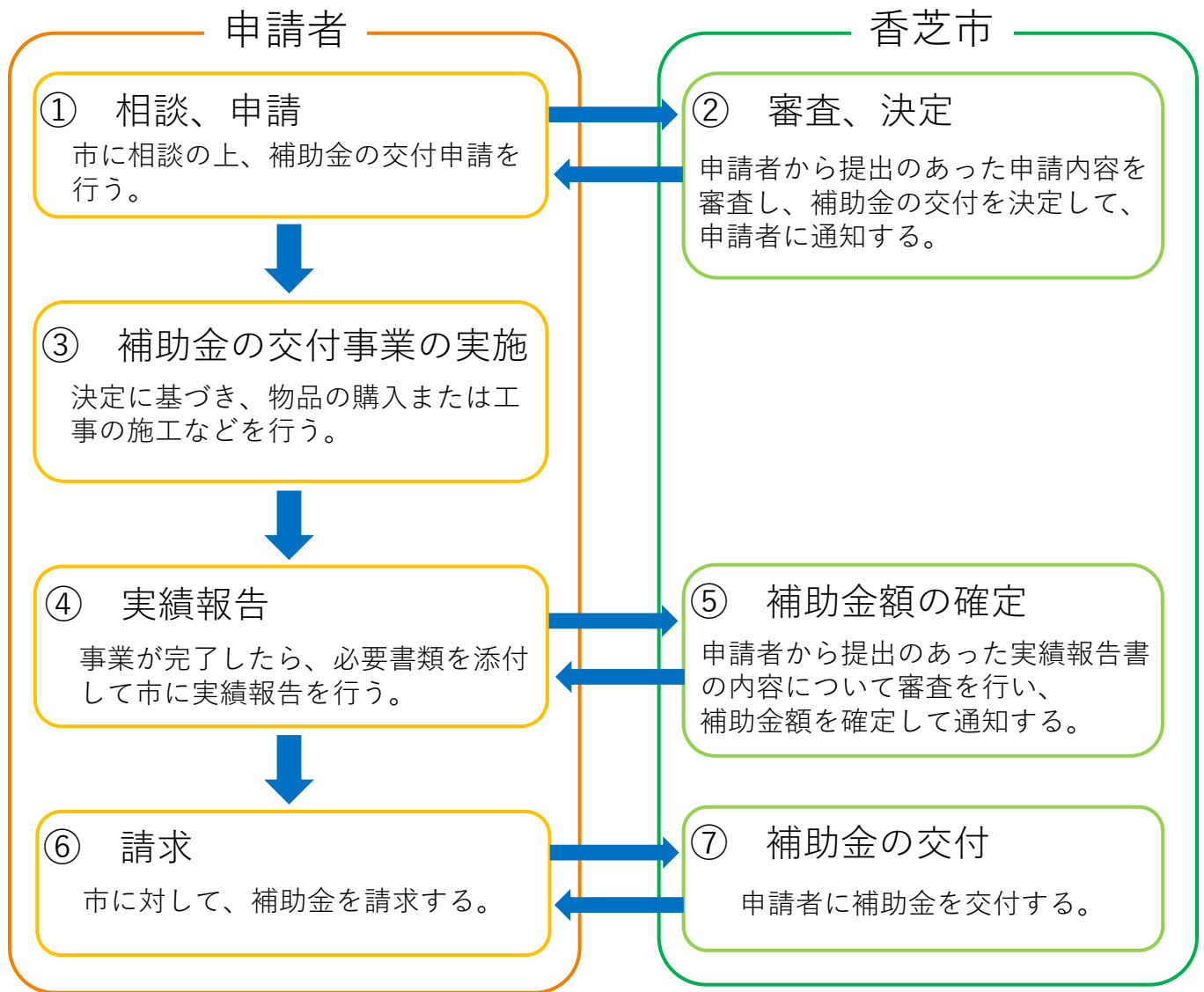


市HP

問合せ先 〒639-0251 香芝市逢坂1-374-1  
香芝市総合福祉センター内子ども家庭部児童福祉課  
TEL：0745-79-7522



## 補助金を利用するためのフロー



### 留意事項

- ◆各経費ごとに上限額を設定しておりますが、予算の範囲内での補助となりますので、申請を検討されている場合は、早めの申請をお願いします。
- ◆審査の結果、対象とならない場合があります。
- ◆事業の実施状況について、広報紙などで紹介させていただく場合があります。